

掛川市告示第70号

掛川市母子家庭等医療費助成要綱（平成17年掛川市告示第23号）の一部を次のように改正する。

令和2年5月14日

掛川市長 松 井 三 郎

題名を次のように改める。

掛川市ひとり親家庭等医療費助成要綱

第1条、第7条、第8条、第10条第3項及び第12条から第15条までの規定中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

様式第1号中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改め、様式第2号を次のように改める。

受給者の方へ

- 1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 医療機関等で診察を受けるときは、この証を必ず被保険者証と一緒に医療機関等の窓口で提示してください。
- 3 医療費の自己負担分は、医療機関等の窓口でいったんお支払いください。
- 4 この証は、静岡県外の医療機関では使用できません。
県外の医療機関で受診したときは、保険診療の領収書を添えて本市へ助成金の交付申請をしてください。
- 5 次の場合は、必ず本市へ届け出てください。
 - (1) ひとり親家庭等でなくなったとき。
 - (2) 生活保護を受けたとき。
 - (3) 加入医療保険に変更があったとき。
 - (4) 受給対象者が死亡したとき。
 - (5) 氏名又は住所を変更したとき。
- 6 県内の他の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で新たに受給者証の申請をしてください。
- 7 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。
- 8 受給資格がなくなったときは、速やかに返還してください。
- 9 有効期限を過ぎたときは、速やかに返還して更新交付を受けてください。

医療機関の方へ

- 1 (制度概要)
ひとり親家庭等医療費助成は、当該制度の受給者(以下「受給者」という。)が医療を受けるために必要な費用(以下「自己負担分」という。)の一部を市町村が助成する制度です。
- 2 (助成対象者)
当該制度の対象児童年齢は、20歳の前日が属する月までの年齢の児童と、その児童を養育する母子家庭の母及び父子家庭の父で一定の要件を満たし市町村長が認定した者です。
- 3 (助成方法)
助成方法は、受給者が静岡県内の医療機関を受診した際、当該医療に要した医療費の自己負担分を医療機関会計窓口で支払い、この結果を医療機関の報告に基づき当該受給者証発行元の市町村が受給者に、当該自己負担分を還付する方式(自動償還払方式)です。
- 4 (受給者証の確認)
医療機関受診当日、受給者証を持っていない受給者については、国保連合会あての「ひとり親家庭等医療費明細書」の取扱い対象者には含めないでください。
- 5 (有効期限の確認)
この制度の受給対象者は、表面の「ひとり親家庭等医療費助成金助成対象者」に記載されている有効期限内の者ですので、医療機関窓口で当受給者証の提示を受けたときは、必ず該当助成対象者の有効期限の確認をお願いします。

様式第3号から第7号までの規定中「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の掛川市母子家庭等医療費助成要綱の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。